

# 特記仕様書

岬 町

まちづくり戦略室危機管理担当

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1条 本仕様書は、岬町（以下「発注者」という。）が実施する「岬町耐震改修促進計画策定業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

### (業務目的)

第2条 本町にて令和2年3月に改訂した岬町耐震改修促進計画に掲げる目標の達成状況を確認し、本町が取り組んできた耐震化施策の効果・実績等の検証・分析・評価を行う。その結果から現状の課題を整理し、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び令和8年に制定の新住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）を踏まえた新たな目標や施策の方針を示すことを本業務の目的とする。

### (準拠法令等)

第3条 本業務は、本仕様書及び下記の関係法令等に基づき作成するものとし、本仕様書に定めなき事項については、受注者は、発注者とその都度協議し、その指示を受けるものとする。

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)、同施行令及び同法に基づく基本方針
- (2) 測量法(昭和24年法律第188号)
- (3) 建築基準法及び同法施行令(昭和25年5月24日法律第201号)
- (4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)
- (5) 著作権法(昭和45年法律第48号)
- (6) 災害対策基本法(平成28年法律第47号)
- (7) 新住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪(令和8年3月改訂)
- (8) 岬町財務規則(平成5年7月30日規則第20号)
- (9) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- (10) 岬町暴力団等の排除に関する条例(平成24年12月21日条例第18号)
- (11) 岬町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年12月22日条例第14号)
- (12) 岬町地域防災計画(令和6年2月修正)
- (13) ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)認証基準(JIS Q27001:2006)
- (14) プライバシーマーク認証基準
- (15) その他岬町が定める規定及び関係法令及び諸法規等

### (一括委託又は一括下請けの禁止)

第4条 受注者は、委託業務の全部、又は一部分を第三者に委託、又は請負わせてはならない。

(業務対象範囲)

第5条 本業務の対象範囲は、岬町全域(49.18k㎡)とする。

(履行期間)

第6条 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

(業務概要)

第7条 本業務の概要は、次のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 地震による被害想定 of 整理等
- (3) 特定既存不適格建築物台帳更新
- (4) 耐震化の実態に関する目標設定
- (5) 耐震診断及び耐震改修の促進に関する事項の検討
- (6) 耐震診断及び耐震改修の啓発及び知識の普及に関する事項の検討
- (7) その他耐震化促進に必要な事項の検討
- (8) 耐震改修促進計画・概要版及び業務報告書の作成
- (9) 成果品とりまとめ
- (10) 打合せ協議

(技術者の要件)

第8条 本業務の技術者は、管理技術者として過去5年間において、近畿圏内の地方公共団体で同種業務の実績が1件以上を有するもので、次のとおりとする。受注者は、当該技術者に関する資格及び業務実績の証明ができる書類並びに企業に属する証明となる書類の写し等を本業務の開始時までに発注者に提出するものとする。なお、管理技術者、照査技術者、担当技術者は個別に配置するものとし、兼任することはできない。また、本業務内でGISデータを作成することを考慮し、担当技術者は空間情報総括監理技術者の資格を有するものとする。

- (1) 管理技術者は、技術士(建設/都市及び地方計画)及び認定都市プランナー(都市・地域経営)の資格を有し、近畿圏内の地方公共団体において同種業務の実績を有する者とする。
- (2) 照査技術者は、技術士(建設/都市及び地方計画)または、RC CM、被災建築物応急危険度判定士及び一級建築士の資格を有する者とする。
- (3) 担当技術者は、技術士(建設/都市及び地方計画)または、RC CM、測量士及び空間情報総括監理技術者の資格を有する者とする。

(資料及び成果品の取扱い)

第9条 本業務において発注者より貸与された各種資料について、受注者はその重要性を認識し破損、紛失、盗難等の事故がないように取扱いに十分注意するとともに、使用後は

速やかに返却するものとする。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

(秘密保持)

第 10 条 受注者はデータセキュリティに精通し、業務で使用する各種資料・データに含まれる個人情報、行政機密等の取扱いについては、紛失、漏洩の内容にしない変えなければならない。

また、受注者は今後の施設の適切な維持管理を考慮するとともに、品質・環境の保全の観点も留意し、本業務を遂行するものとする。

具体的には下記の承認・認証を全社・全部門で受けていることを条件とし、受注者は契約時にこれらを証明する書類を提出するものとする。

- (1) JISQ9001(品質マネジメントシステム)
- (2) JISQ 14001(環境マネジメントシステム)
- (3) プライバシーマーク (P マーク)
- (4) JISQ 27001(情報セキュリティマネジメントシステム)

(提出書類等)

第 11 条 本業務における提出書類は次のとおりとし、発注者の承認を得なければならない。また、それらの変更も同様とする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者届
- (4) 資格証明書および業務実績を証明する資料
- (5) その他、発注者の指示する書類

(検査)

第 12 条 本業務の途中においても、発注者は必要に応じて随時仕様書に基づき検査を行い、不備な箇所について必要な支持を与えることができる。その結果、訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従わなければならない。

また、成果品納入後といえども、受注者の責に帰する誤りや不良個所が発見された場合は、速やかに無償で必要な処置を行わなければならない。

(事故等の処理、損害賠償)

第 13 条 受注者は、業務遂行中に事故等が生じた場合は、直ちに発注者に報告しその指示を受けなければならない。なお、受注者の行為に起因して発注者及び第三者に損害を与えた場合及び紛糾が生じた場合は、受注者の責任において解決し、損害賠償については、受注者が負うものとする。

(成果品の瑕疵)

第 14 条 納品の後、成果品に「瑕疵」が発見された場合は、受注者は発注者の指示に従い必要な処置を受注者の負担において行うものとする。

(成果品の帰属)

第 15 条 本業務における成果品はすべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく成果品並びに成果品の一部の使用、又は流用をしてはならない。

また、固定資産家屋課税台帳等の情報については、データ授受における安全性を考慮し、地方公共団体情報システム機構が運用する総合行政ネットワーク (LGWAN) の ASP アプリケーション及びコンテンツサービスリストに登録されているデータ交換サービスを利用するものとする。

(疑義)

第 16 条 諸規程及び本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、その都度、発注者受注者協議の上、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

## 第2章 業務内容

(計画準備)

第17条 業務の着手に先立ち、業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を基に、業務の趣旨、目的等を十分に理解した上で、業務実施にあたっての技術的方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成するものとする。

(地震による被害想定の整理等)

第18条 大阪府が算定した直下型地震（平成19年3月算出）、南海トラフ巨大地震（平成25年10月算出）の被害想定結果を整理する。また、本業務期間内に大阪府より最新の被害想定結果が公表された場合、その提供時期によっては最新の被害想定結果を使用するものとするが、その際は協議により履行期間の調整等を行うものとする。

(特定既存不適格建築物台帳更新)

第19条 既存の特定既存耐震不適格建築物台帳について、直近の固定資産家屋課税台帳等により新築、滅失状況を把握し、特定既存耐震不適格建築物台帳の更新を行うものとする。また、当該建築物の位置情報についてGISデータを作成するものとする。

(耐震化の実態に関する目標設定)

第20条 耐震化の実施に関する目標設定については、以下のとおりとする。

最新の住宅・土地統計調査や固定資産家屋課税台帳等を活用し、現行計画策定時と同様の手法にて、住宅、特定既存耐震不適格建築物、町有建築物の耐震化率を推計する。推計にあたっては、昭和56年を基準としてそれ以前に建てられた建築物とそれ以降に建てられた建築物に分類するものとする。

(耐震診断及び耐震改修の促進に関する事項の検討)

第21条 耐震診断及び耐震改修を促進するための施策について以下を検討し、まとめる。

- (1) 耐震診断・改修に係る基本的な取組み方針
- (2) 適切な役割分担
- (3) 安心して耐震改修等を行うことができる環境の整備
- (4) 地震等の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要
- (5) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

(耐震診断及び耐震改修の啓発及び知識の普及に関する事項の検討)

第22条 耐震診断及び耐震改修に対する啓発及び知識の普及に関する事項について以下等  
を検討し、まとめる。

- (1) 相談体制の整備及び情報共有の充実
- (2) パンフレットの配布、セミナー、講習会の開催

(3) リフォームに合わせた耐震改修の誘導

(その他耐震化促進に必要な事項の検討)

第 23 条 その他耐震診断及び耐震改修の促進を図るために必要な事項を検討し、まとめる。

(耐震改修促進計画・概要版及び業務報告書の作成)

第 24 条 前条までの検討内容を踏まえ、耐震改修促進計画の本編および概要版を作成するものとする。また、作業内容についてとりまとめ、業務報告書を作成するものとする。

(成果品とりまとめ)

第 25 条 作業内容についてとりまとめ、業務報告書を作成する。また、「岬町耐震改修促進計画」の計画書の印刷原稿を作成し、製本を行うものとする。

(打合せ協議)

第 26 条 本業務実施に際し、着手時、中間（2回）、成果品納入時の計4回の打合せ協議を実施するものとし、個々の作業内容については適宜、調整し、実施するものとする。

なお、打合せ協議の結果は議事録にまとめ、発注者に提出するものとする。

### 第3章 成果品

(成果品)

第 27 条 本業務の成果物は以下のとおりとする。

- |                              |     |
|------------------------------|-----|
| (1) 業務報告書                    | 1 部 |
| (2) 岬町耐震改修促進計画（本編）           | 1 式 |
| (3) 岬町耐震改修促進計画（概要版）          | 1 式 |
| (4) 特定既存耐震不適格建築物台帳（GISデータ含む） | 1 式 |
| (5) 打合せ記録簿                   | 1 式 |
| (6) その他協議により必要と認められたもの       |     |